

遺言者の生前の安心・安全とは

(見守り身上看護及び生活維持財産管理)

1. 遺言証書作成者にとって大切なこと

遺言作成は、遺言者の死後、相続財産等を誰にどれだけ相続させたいか、自らの意思を反映するため及びその内容をスムーズに実行できるように書き留めるものです。

遺言書者にとっては、遺言書作成も大切ですが、生前の自身の生活を安心安全に暮らせるようにすることが気がりではないでしょうか。特に判断能力の低下や大病で入院・施設入居後の生活等は、不安ではないでしょうか。

また、遺言者自身の身上監護・財産管理等について、信頼できる身内の方に託して、お互いに安心して対応できるようにしたいと考えるのではないのでしょうか。

2. 生前の生活維持管理

遺言は、遺言者の死後に遺言内容を実行するものです。

高齢者の遺言者にとっては、これまでの生活が継続できるようにすることが大切で、特に自身の判断能力等が低下した時ににおいて不安になることと思います。

《遺言者の生前に関する課題と対策》

(1) 遺言者の判断能力が低下した場合の課題

- ① 老後の安心安全に対する対策（看護、財産保護）
- ② 自分の財産管理に対する対策（貸家の管理・契約更新、自宅の維持管理等）
- ③ 預貯金の活用（引出）に対する対策

(2) ご自分の生活の維持管理と見守り看護への課題

- ① 現在の生活の維持管理に対する対策
- ② 見守り看護に対する対策

これらに対する法的な制度は次頁のとおりです。

3. 法的な制度と留意点

項目	判断能力		遺産分割	留意事項
	有	無	死後	
遺言証書作成	遺言書作成 ▼		遺言執行開始 ▼ 死亡	・判断能力が低下又は病気等に対する生前の対策無し
法定成年後見		成年後見申立・審判確定 ▼	遺言執行開始又は遺産分割協議 ▼ 死亡	・成年後見等の費用がかかる ・成年後見人に親族が指定されないことが多い ・身上監護は対象にならない
任意後見	任意後見契約 ▼	任意後見監督人選任申立・審判確定 任意後見人就任 ▼	任意後見業務開始 ▼ 死亡	・後見監督人は費用がかかる ・身上監護は対象にならない
見守り・財産管理	見守り・財産管理契約 ▼	▼ 終了		・身上監護は対象にならない ・任意後見が開始されると終了する
家族信託	信託契約 ▼	信託財産の管理・運用／受益者の経済的支援 残余財産の帰属権利者設定（遺言的機能） ▼	残余財産の清算と財産分割 ▼	・複雑で理解が難しい ・専門家への依頼報酬が高い ・生前に財産が受託者に移行する
	委託者受託者設定		終了事由の発生	

*制度的には、家族信託が見守り看護・財産管理・遺言機能等全て対応できる内容である。

4. 任意の取り決めによる高齢者支援

法的な制度以外では、高齢者が信頼できる子どもに老後の世話を頼んでおく場合があります。

この場合、複数の子供たちがいるときにそれぞれの役割分担や、経済的に余裕のある場合は、支援内容に応じて平等に報酬を支払うことで、子供たちの負担を軽減することができます。

また、法的制度では課題であった身上看護も可能となります。

このような内容を口頭で依頼することも可能ですが、全員の意識が合うように書面で取決めるほうが、実行面や管理面等で、全員の考え方が一致することにより、全員が安心して取り組むことができることとなります。

5. 見守り身上看護及び生活維持財産管理の取り決め

一般的に「見守り・財産管理」契約は、任意後見契約を前提としたものが多く、正式に裁判所の手続きによって任意後見監督人の決定により、任意後見業務が開始するまでカバーしきれない期間のサポート体制を整え、より万全の準備をする契約です。

しかし、任意後見制度は、裁判所の手続きや、任意後見監督人の設置などかなり手続きも煩雑で、費用もかかることとなります。

また、見守り契約は、身上看護の業務を含まないため、高齢者当人にとって、満足した安心安全を得られない内容となります。

今回、提案した事例では、任意後見を前提としない親族による「見守り身上看護及び生活維持財産管理の取り決め」により、高齢者当人の安心安全を実現する内容となっております。

6. 考慮すべきこと

以下の内容を整理し、高齢者が判断能力があるうちに支援する側との間で書面で取決める必要があります。

(1) 身上看護

- ① 自分の老後を誰に託すか（信頼できる親族は誰か）。
- ② 複数の親族による負荷軽減（1人で背負わない）

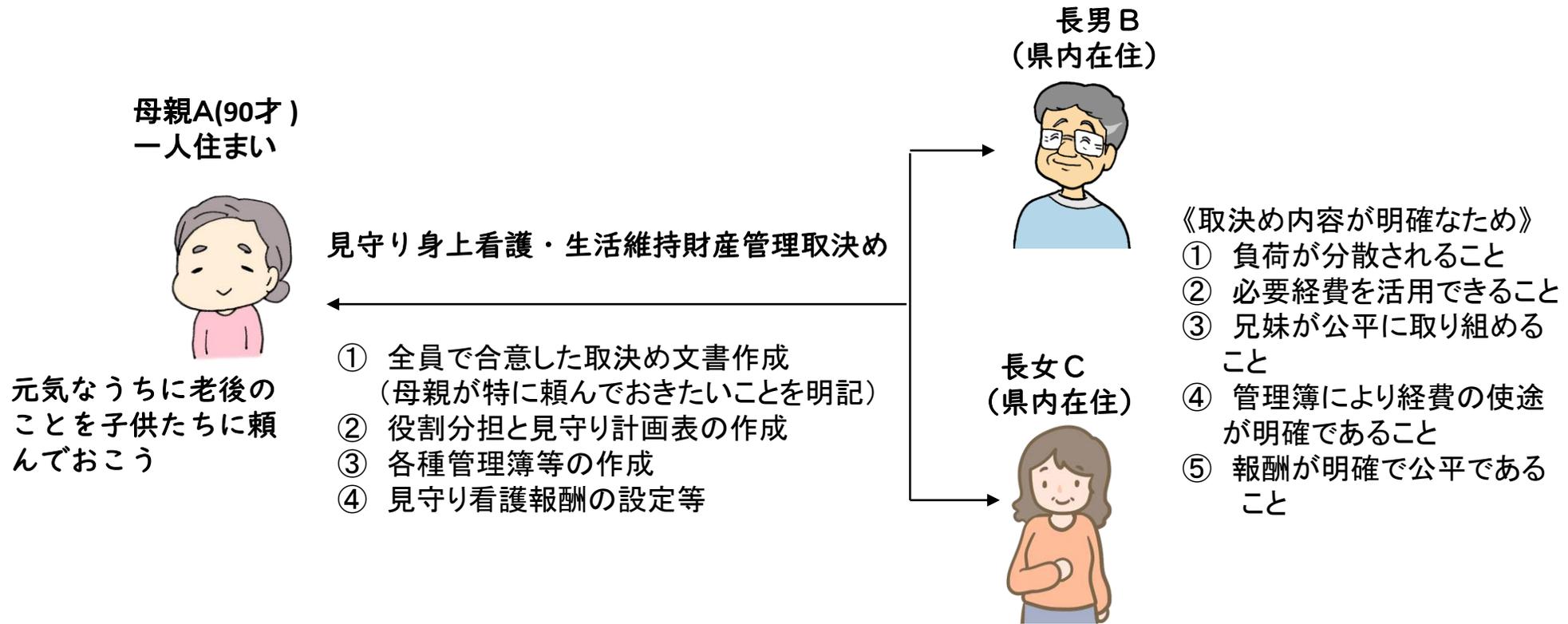
(2) 生活維持財産管理

- ① 老後の生活維持財産の調査と確保
- ② 生活維持財産管理の方法

(3) 役割分担

- ① 身上監護・生活維持財産管理の負荷を分担
- ② 役割分担の取り決め

7. 見守り身上看護・生活維持財産管理取決めイメージ



* 当事者で本取決め文書を作成と管理等については、専門家に依頼することが望ましい

8. 見守り身上看護・生活維持財産管理に関する取決め書

《主な内容》

- ① 目的
- ② 開始日
- ③ 見守り身上看護、生活維持財産管理
 - ・見守り身上看護の方法
 - ・生活維持財産管理の方法
- ④ 見守り看護に関する必要経費の設定
- ⑤ 見守り計画の作成
- ⑥ 生活維持管理事務の監督人設置（専門家等）
- ⑦ 内容の変更・停止
- ⑧ 本件の終了日

*以上の内容を文書化し、当事者全員の署名・押印をする。

9. 各種管理簿等の作成

(1) 見守り計画表

- ① 月別カレンダーに週単位に担当を設定する
*都合等により臨機応変に変更を相互通知

(2) 生活維持財産管理簿

- ① 記入事項を統一するため経費の項目を事前に設定
- ② 通帳からキャッシュカードで引き下ろした金額・残高を記入

*10年間の必要経費をシュミレーションし財源を確保し、通帳で管理

(3) 領収書台紙

医療費、施設費用、消耗品等の領収書を台紙に貼って管理する

(4) 見守り状況日誌

母親の状況や伝えておきたいこと引継ぎ事項等を簡単に記述

* 支援者の相互の情報共有や意思疎通に必要

(5) 見守り経費（報酬）の設定

(例) ① 交通費

② 見守り費

④ 畑・庭の草刈や植栽

⑤ 畑・庭木等の消毒

* 特に依頼したい内容により異なる

庭や畑が荒れないようにして欲しい等